

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌
日とす)

◇ 条 例

目 次

- 鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例 (畜産課)
- 鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計条例 (漁港課)
- 鳥取県港湾整備事業特別会計条例 (港湾課)
- 鳥取県繭検定手数料等徴収条例 (農蚕園芸課)
- 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例 (人事課)
- 鳥取県税条例の一部を改正する条例 (税務課)
- 鳥取県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例 (交通対策課)
- 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (児童家庭課)
- 鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (健康対策課)
- 鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例 (都市計画課)
- 鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (〃)
- 鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計条例の一部を改正する条例 (下水道課)
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正

条 例

する条例 (建築課)

県立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例 (教職員課)

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (社会教育課)

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 (体育保健課)

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (企業局)

鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例をここに公布する。

昭和六十二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 呂 次

鳥取県条例第二号

鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第一条 家畜改良増殖法 (昭和二十五年法律第二百九号) 第十六条第二項の規定により県が行う家畜人工授精に関する講習会又は家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する講習会の受講については、この条例の定める

ところにより、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第二条 手数料の額は、次の各号に掲げる講習会の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一 家畜人工授精に関する講習会 一万五千元

二 家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する講習会 三万五千元(家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二十四条の二第三項に規定する者にあつては、二万円)

(既納の手数料)

第三条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認められた場合は、この限りでない。

(規則への委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計条例をここに公布する。

昭和六十二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三号

鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定に基づき、漁港臨海土地造成事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、漁港臨海土地造成事業収入、一般会計からの繰入金、県債及び附属諸収入をもつてその歳入とし、漁港臨海土地造成事業費、県債の償還金及び利子その他の諸支出をもつてその歳出とする。

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県港湾整備事業特別会計条例をここに公布する。

昭和六十二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四号

鳥取県港湾整備事業特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定に基づき、港湾整備事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、港湾整備事業収入、一般会計からの繰入金、県債及び附属諸収入をもつてその歳入とし、港湾整備事業費、県債の償還金及び利子その他の諸支出をもつてその歳出とする。

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県繭検定手数料等徴収条例をここに公布する。

昭和六十二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第五号

鳥取県繭検定手数料等徴収条例

鳥取県繭検定手数料等徴収条例(昭和二十一年六月鳥取県条例第十一号)の全部を改正する。

(手数料の徴収)

第一条 蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)第十五条第一項の規定による繭の検定及び蚕糸業法施行令(昭和二十年勅令第七百二十二号)第三条ノ九第二項の規定による繭検定証の謄本の交付については、この条例の定めるところにより、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第二条 手数料の額は、次のとおりとする。

繭検定証謄本交付手数料	繭検定手数料			手数料の額
	第三区	第二区	第一区	
一通につき	一荷口につき 二、二〇〇円	一荷口につき 二、〇〇〇円	一荷口につき 一、三〇〇円	一一〇円

(手数料の納付時期)

第三条 手数料は、繭の検定又は繭検定証の謄本の交付を請求する際に納付しなければならない。ただし、繭検定手数料にあつては、知事が特に必要と認めた場合は、繭検定証の交付を受ける際に納付することができる。

(既納の手数料)

第四条 既に納付した手数料は、還付しない。

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第六号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「四、一六三人」を「四、一四五人」に、「三、四二一人」を「三、三八七人」に、「七四二人」を「七五八人」に改め、同項第二号中「二二人」を「二一人」に改め、同項第五号中「二二五人」を「二二四人」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第七号

鳥取県条例の一部を改正する条例

鳥取県条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百三十九条中「場合又は」の下に「法第七百条の十五第一項の規定に

よる他の道府県知事からの免税証の交付があつた場合及び」を加え、同条第三号中「日本国有鉄道、地方鉄道事業」を「鉄道事業」に、「日本国有鉄道にあつては」を「日本貨物鉄道株式会社にあつては」に改める。

第一号様式中その一を削り、その二をその一とし、その三をその二とし、その四をその三とする。

附 則

1 この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の鳥取県条例第三百三十九条第三号の規定は、昭和六十二年四月一日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

鳥取県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第八号

鳥取県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

鳥取県交通安全対策会議条例(昭和四十五年十月鳥取県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「日本国有鉄道」を「西日本旅客鉄道株式会社」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第九号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の表中「肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に、「肢体不自由者更生施設」を「肢体不自由者更生施設」に、「収容者」を「入所者」に、

鳥取県立母子福祉センター	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	を	鳥取県立母子福祉センター
--------------	----------------	---	--------------

財団法人鳥取県連合母子会

に改める。

別表第三中「一一五、〇二〇円」を「一一六、六二〇円」に、「一一四、〇二〇円」を「一一五、六二〇円」に、「一一六、〇二〇円」を「一一七、六二〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

昭和六十二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

鳥取県条例第十号

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例（昭和五十七年七月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

体力測定	一人一回につき 三〇〇円
体育指導	一人一回につき 二〇〇円

を

別表の一の表中

体力測定	一人一回につき	四〇〇円
体育指導	一人一回につき	三〇〇円
栄養指導	一人一回につき	二〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十一号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例（昭和五十四年十月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第四の一の2の表中

テニスコート

一コート

一時間につき

二〇〇円

を

テニスコート

全天候型コート	全天候型コート
以外のコート	

一コート一時間につき	四〇〇円
一コート一時間につき	二〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十二号

鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和四十六年十月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表鳥取県営新町駐車場の項を削る。

第六条中「それぞれ」を削り、同条の表鳥取県営新町駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十三号

鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計条例の一部を改正する条例

例

鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計条例（昭和五十八年三月鳥取県条例第二号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「天神川流域下水道管理事業」を「天神川流域下水道事業」に改める。

第二条中「天神川流域下水道管理事業負担金、一般会計からの繰入金」を「天神川流域下水道事業負担金、国からの補助金、一般会計からの繰入金、県債」に、「天神川流域下水道管理事業費」を「天神川流域下水道事業費、県債の償還金及び利子」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十四号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県管住宅の表中

上福原第一団地	米子市上福原
上福原第二団地	
上福原第三団地	

に改める。

米子市上福原

上福原第一団地	米子市上福原
上福原第二団地	
上福原第三団地	
上福原第四団地	

別表第一の第二種県管住宅の表中

陰田第一団地	米子市陰田町
陰田第二団地	

に改める。

を

陰田団地	米子市陰田町
米子市陰田町	

別表第二中

陰田第一団地 陰田第二団地

米子市

を

陰田

団地

米子市

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

県立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十五号

県立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例

県立学校授業料徴収条例（昭和二十二年十二月鳥取県条例第三十八号）

の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「六〇、〇〇〇円」を「八二、八〇〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に県立幼稚園に在園していた者で施行日以後引き続き在園するものに係る授業料の額は、この条例による改正後の県立学校授業料徴収条例第二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において、県立幼稚園に再入園又は転園をした者に係る授業料の額は、当該者の属する学年に在園する者に係る授業料の額と同額とする。

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十六号

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十二年三月鳥取県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一五〇円」を「二〇〇円」に、「八〇円」を「一〇〇円」に、「三〇〇円」を「四〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十七号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「四百六十七円」を「五百円」に、「三百十七円」を「三百三十四円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の額の算定の基礎として用いる補償基礎額（以下この条において「年金補償基礎額」という。）については、前条に定めるもののほか、この条に定めるところによる。

2 年金たる補償を支給すべき場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額を年金補償基礎額とする。

一 前条の規定による補償基礎額が、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号。以下「政令」という。）第一条の二第二項第一号の文部省令で定める年齢階層（以下この項において単に「年齢階層」という。）ごとに年金補償基礎額の最低限度額として同号の規定により文部大臣が定める額のうち、当該年金たる補償を受けるべき学校医等の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度（四月一日から翌年

三月三十一日までをいう。）の四月一日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあつては、当該支給をすべき事由に係る学校医等の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該学校医等の基準日における年齢。次号において同じ。）の属する年齢階層に係る額に満たないとき。当該年齢階層に係る額

二 前条の規定による補償基礎額が、年齢階層ごとに年金補償基礎額の最高限度額として政令第一条の二第二項第二号の規定により文部大臣が定める額のうち、当該年金たる補償を受けるべき学校医等の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額を超えるとき。当該年齢階層に係る額

第十八条の二中「傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）」を「年金たる補償」に改める。

別表第一の表中

四、〇七三元	五、三三八円	六、六九五円
二、九二八円	三、七二八円	四、六三三円

八、〇七五円	九、四一三円	一〇、五九五円	を	四、一六五円
五、六六八円	六、七三〇円	七、七四三円		二、九九八円

五、四六三円	六、八五〇円	八、二六三円	九、六三〇円	一〇、八四
三、八一三円	四、七四〇円	五、八〇〇円	六、八八八円	七、九二

〇円
三円

に改める。

別表第一の備考第四号中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第四条第三項及び別表第一の規定は、昭和六十一年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第四条の二の規定は、昭和六十二年二月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等及び同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。ただし、同条第二項第二号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等及び施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で施行日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十八号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表テニスコート利用料金の項中「二百円」を「四百円」に、「四百円」を「八百円」に、「百元」を「二百円」に改める。

二 遊具利用料金

遊具の価格等を勘案して知事が別に定める額

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。